

人税法（以下「旧法人税法」という。）第十四条第一項第二十二号から第二十五号までに規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（外国税額の控除に関する経過措置）

第二十八条 新法人税法第六十九条（同条第二項に規定する地方法人税控除限度額に係る部分を除く。）の規定は、内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、内国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（連結事業年度における外国税額の控除に関する経過措置）

第二十九条 新法人税法第八十一条の十五（同条第二項に規定する地方法人税控除限度額個別帰属額に係る部分を除く。）の規定は、連結法人の新法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十八年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（恒久的施設の閉鎖に伴う資産の時価評価損益に関する経過措置）

第三十条 新法人税法第百四十二条の八の規定は、恒久的施設を有する外国法人が平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において恒久的施設を有しないこととなる場合について適用する。

(中間申告等に関する経過措置)

第三十一条 外国法人（普通法人に限る。以下この条において同じ。）の平成二十八年四月一日以後最初に開始する事業年度（以下この条において「最初事業年度」という。）の期間に六月経過日（当該外国法人の最初事業年度開始の日以後六月を経過した日をいう。以下この条において同じ。）がある場合の当該外国法人の当該六月経過日の属する事業年度における新法人税法第百四十四条の三の規定の適用については、同条第一項第一号中「第百四十四条の六第一項第七号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び次項第一号において「旧法人税法」という。）第一百四十五条第一項（申告、納付及び還付等）において準用する旧法人税法第七十四条第一項第二号」と、同条第二項第一号中「第百四十四条の六第二項第二号」とあるのは「旧法人税法第一百四十五条第一項において準用する旧法人税法第七十四条第一項第二号」とする。

2 外国法人（新法人税法第四条の七に規定する受託法人を除く。）の最初事業年度の期間に六月経過日が

ある場合の当該外国法人の当該六月経過日の属する事業年度における新法人税法第百四十四条の四の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項各号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下この項及び次項において「旧法人税法」という。）第一百四十五条第一項（申告、納付及び還付等）において準用する旧法人税法第七十一条第一項各号（中間申告）」と、同条第二項中「前条第二項各号」とあるのは「旧法人税法第百四十五条第一項において準用する旧法人税法第七十一条第一項各号」とする。

3 外国法人の最初事業年度の期間に六月経過日がある場合の当該外国法人の当該六月経過日の属する事業年度における新法人税法第百四十四条の五の規定の適用については、同条第一号中「第百四十四条の三第一項各号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号。次号において「平成二十六年改正法」という。）附則第三十一条第一項（中間申告等に関する経過措置）」の規定により読み替えられた第百四十四条の三第一項各号」と、同条第一号中「第百四十四条の三第二項各号」とあるのは「平成二十六年改正法附則第三十一条第一項の規定により読み替えられた第百四十四条の三第二項各号」とする。

(確定申告書の提出期限の延長等に関する経過措置)

第三十二条 外国法人が平成二十八年四月一日前に開始した事業年度において受けた旧法人税法第百四十五条第一項において準用する旧法人税法第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項の提出期限の延長の処分については、新法人税法第百四十四条の七において準用する新法人税法第七十五条第一項又は新法人税法第百四十四条の八において準用する新法人税法第七十五条の二第一項の提出期限の延長の処分とみなす。

(欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置)

第三十三条 新法人税法第百四十四条の十三の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2 外国法人の新法人税法第百四十四条の十三第一項第一号若しくは第二号又は第二項に規定する還付所得事業年度のうちに平成二十八年四月一日前に開始した事業年度に該当するものがある場合の同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字

句とする。

第一項 第一号	同じ。)	同じ。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下この条において「旧法人税法」という。）第一百四十二条各号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額（附帯税の額を除くものとし、旧法人税法第六十八条（所得税額の控除）の規定により准用する旧法人税法第六十八条（所得税額の控除）の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。以下この条において同じ。）
第一項 同号イ	の第一百四十二条各号	の第一百四十二条各号又は旧法人税法第六十八条（所得税額の控除）の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。以下この条において同じ。）
第一項 同号イ	の第一百四十二条各号	の第一百四十二条各号又は旧法人税法第六十八条（所得税額の控除）の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。以下この条において同じ。）

			第二号
第一項	の第百四十二条第一号口 同じ。） ）の同号に定める 還付所得事業年度の同号 に定める	の第百四十二条第一号口又は旧法人税法第百四十二条各号 同じ。）又は旧法人税法第百四十二条各号に掲げる国内源泉所得 に係る所得に対する法人税の額 ）の第百四十二条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額 又は旧法人税法第百四十二条各号に掲げる	に係る所得に対する法人税の額
第二項	第三項 につきこの条	又は旧法人税法第百四十二条各号に掲げる国内源泉所得に係る所 得に対する法人税の額につきこの条又は旧法人税法第百四十五条 第一項（申告、納付及び還付等）において準用する旧法人税法第	の第百四十二条第一号口又は旧法人税法第百四十二条各号 の第百四十二条第一号口又は旧法人税法第百四十二条各号

第四項			
につきこの条 ときは	若しくは旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は旧法人税法第百四十一条各号	同号イ 第一項	第八十条（欠損金の繰戻しによる還付） 当該法人税の額 得に係る所得に対する法人税の額
額又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る	若しくは旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は旧法人税法第百四十一条各号	同項	第一百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額又は旧法人税法第百四十一条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は旧法人税法第百四十一条各号

			所得に対する法人税の額につき同項第一号の規定の適用を受けるときは
	当該法人税の額	同号口	第一百四十二条第一号口に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額又は旧法人税法第二百四十二条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得の額
	同項	第一項	第一百四十二条第一号口に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は旧法人税法第二百四十二条各号
第五項	につきこの条	又は旧法人税法第二百四十二条各号に掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額につきこの条又は旧法人税法第二百四十五条第一項において準用する旧法人税法第八十条	人税の額又は旧法人税法第二百四十二条各号に掲げる国内源泉所得
当該法人税の額	人税の額又は旧法人税法第二百四十二条各号に掲げる国内源泉所得		

に係る所得に対する法人税の額

同号に定める	第一百四十二条第二号に定める国内源泉所得に係る所得の金額又は 旧法人税法第百四十一条各号に掲げる
、同項	、第二項

(青色申告に関する経過措置)

第三十四条 新法人税法第百四十六条第一項において準用する新法人税法第二十二条第二項の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度が同項各号に掲げる事業年度に該当する場合の同条第一項に規定する申請書の提出について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度が旧法人税法第二百四十六条第一項において準用する旧法人税法第二十二条第二項各号に掲げる事業年度に該当する場合の同条第一項に規定する申請書の提出については、なお従前の例による。

2 新法人税法第二百四十六条第一項において準用する新法人税法第二十三条の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度以後の各事業年度に係る帳簿書類につき同条第二号に該当する事実がある場合について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度以前の各事業年度に係る帳簿書類に

つき旧法人税法第百四十六条第一項において準用する旧法人税法第百二十三条第二号に該当する事実がある場合については、なお従前の例による。

3 新法人税法第百四十六条第一項において準用する新法人税法第百二十七条第一項の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する承認の取消しについて適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度に係る旧法人税法第百四十六条第一項において準用する旧法人税法第百二十七条第一項に規定する承認の取消しについては、なお従前の例による。

(外国法人の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認に関する経過措置)

第三十五条 新法人税法第百四十七条の二の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の同条に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税に係る行為又は計算で同日以後に行うものについて適用する。

(地方法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 第四条の規定による改正後の地方法人税法（以下この条において「新地方法人税法」といいう。）の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する新地方法人税法第七条に規定する課税

事業年度の新地方法人税法第六条に規定する基準法人税額に対する地方法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した第四条の規定による改正前の地方法人税法（以下この条において「旧地方法人税法」という。）第七条に規定する課税事業年度の旧地方法人税法第六条に規定する基準法人税額に対する地方法人税については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条 第五条の規定による改正後の相続税法（以下この条において「新相続税法」という。）第三十一条第四項の規定は、平成二十七年四月一日以後に提出される新相続税法第三十九条第一項の申請書に係る延納の許可について適用し、同日前に提出された第五条の規定による改正前の相続税法第三十九条第一項の申請書に係る延納の許可については、なお従前の例による。

2 新相続税法第五十九条第六項の規定は、施行日以後に提供する同条第四項に規定する調書の同項に規定する記載事項について適用する。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条 第六条の規定による改正後の登録免許税法の規定は、附則第一条第十四号に定める日以後に受

ける登記に係る登録免許税について適用し、同日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第三十九条 第七条の規定による改正後の国税通則法（以下この条において「新国税通則法」という。）第四十六条から第四十七条まで及び第四十九条の規定は、平成二十七年四月一日以後に申請される新国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予について適用し、同日前に申請された第七条の規定による改正前の国税通則法第四十六条第一項から第二項までの規定による納税の猶予については、なお従前の例による。

2 新国税通則法第七十四条の九の規定は、平成二十六年七月一日以後にされる同条第一項の規定による通知について適用する。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 第八条の規定による改正後の国税徴収法（以下この条において「新国税徴収法」という。）第八十九条第三項及び第一百二十八条第二項の規定は、施行日以後に国税徴収法第九十五条の規定により行う公

告に係る公売又は同法第百九条第二項において準用する新国税徵收法第九十八条第一項の規定により行う見積価額の決定に係る随意契約による売却について適用する。

2 新国税徵收法第九十八条の規定は、施行日以後に同条第一項（国税徵收法第百九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により行う見積価額の決定について適用する。

3 新国税徵收法第百五十二条並びに第百五十二条第一項（新国税徵收法第百五十二条第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、平成二十七年四月一日以後にされる新国税徵收法第一百五十二条第一項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた第八条の規定による改正前の国税徵收法第一百五十二条第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4 新国税徵收法第百五十二条の二並びに第百五十二条第一項（新国税徵收法第百五十二条の二第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）及び第四項の規定は、平成二十七年四月一日以後に新国税徵收法第一百五十二条の二第一項に規定する納期限が到来する国税について適用する。

（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例に関する経過措置）

第四十一条 第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例

等に関する法律第七条第二項の規定は、同項に規定する合意が行われたことにより、居住者の平成二十九年分以後の各年分の同項に規定する国外所得金額又は内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各事業年度の同項に規定する国外所得金額若しくは同日以後に開始する各連結事業年度の同項に規定する連結国外所得金額が増額される場合について適用する。

2 附則第一条第十二号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの間における第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の規定の適用については、同条第一項中「この項及び次項」とあるのは「この項」と、同条第三項中「第八十二条及び第一百四十五条」とあるのは「（同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十

法人税法第一百四十五条	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定	租税条約等実施 (租税条約に基 合の更正の特 更正
修正申告書の提出又は更正若しくは 決定		

二条」と、同項の表中

修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定	更正
修正申告書又は更正若しくは決定	更正
で決定	の確定申告書に
第一百四十四条の六第一項第十一号又は同条第二項第五号に掲げる金額	第一百四十四条の
(当該	くは第二号に掲
は同項第五号に	くは第二号に掲
八号の規定に該	くは第二号に掲
号に掲げる金	くは第二号に掲
六号に掲げる金	くは第二号に掲
定に該当する場	くは第二号に掲
る金額)若しく	くは第二号に掲
げる金額又は同	くは第二号に掲

			地方法人税法第二十四 条	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）	地方法人税法第二十四 条	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）	地方法人税法第二十四 条	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）
で決定	修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正	正	六号）第七条第	する法律（昭和六号）第七条第	する法律（昭和六号）第七条第	する法律（昭和六号）第七条第	する法律（昭和六号）第七条第

づく合意があつた場

例) の更正

記載した、又は決定

六第一項第一号若し

げる欠損金額若しく

掲げる金額（同項第

当する場合には、同

額）若しくは同項第

地方法人税法第二十四

修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この条

租税条

法人税

する法

額（同項第九号の規

とあるのは

において同じ。）

六号）

合には、同号に掲げ

は同項第十一号に掲

修正申告書の提出又は更正若しくは  
決定

条第二項第一号に掲

で決定

た、又  
の地方

更正

しくは同項第三号若  
掲げる金額（これら

施に伴う所得税法、  
方税法の特例等に關  
四十四年法律第四十  
一項又は第二項の更

定申告書に記載し

約等の実施に伴う所得税法、  
法及び地方税法の特例等に關  
律（昭和四十四年法律第四十  
第七条第一項の更正

とする。

法人税確定申告書に記載し

は決定

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第四十二条 別段の定めがあるものを除き、第十条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特

別措置法」という。）第二章の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得の分離課税等に関する経過措置）

第四十三条 新租税特別措置法第三条第二項の規定は、同項の恒久的施設を有する非居住者が平成二十九年一月一日以後に支払を受ける同項に規定する一般利子等について適用する。

2 第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第三条第二項の非居住者が平成二十八年十二月三十一日以前に支払を受ける同項に規定する一般利子等については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「所得税法」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）第一条の規定による改正前の所得税法」とする。

（利子所得等に係る支払調書の特例に関する経過措置）

第四十四条 平成二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第三条の二の規定の適用については、同条中「恒久的施設を」とあるのは、「国内に恒久的施設を」とする。

（振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置）